## 幕別町資源再生利用の推進に関する要綱

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、資源回収実践地区交付金及び資源回収業者協力交付金の 交付について必要な事項を定め、もってごみの減量を図るとともに資源の保 護、再生利用の推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 資源 廃棄物として顕在化していない不用物のうち、有価物として再生利用の目的となる新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、アルミ缶、スチール缶、びん類をいう。
  - (2) 資源回収 実践地区が資源を回収する行為をいう。
  - (3) 実践地区 幕別町内各公区、子供会、婦人会等の団体をいう。
  - (4) 資源回収業者 資源を回収することを業としているもので、実践地区 が回収した資源を買い受けるものをいう。

# 第2章 資源回収実践地区交付金

(地区交付金の交付)

第3条 町長は、資源回収を行い、かつ、当該資源を資源回収業者に売却した (無償で譲渡した場合を含む。以下同じ。)実践地区に対し、その実績に応 じて、資源回収実践地区交付金(以下「地区交付金」という。)を交付する ものとする。

(対象資源)

第4条 地区交付金を交付する対象資源は、毎年1月1日から12月31日までの間に実践地区が資源回収業者に売却した資源とする。

(算出基準)

- 第5条 地区交付金の額は、次の各号に掲げる資源の区分に応じ、当該各号に 掲げる重量1キログラムあたり5円とする。ただし、当該地区交付金の額に 100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。
  - (1) 重量により取引される資源 資源回収業者が当該資源を買い受ける際 に発行する買受伝票(以下「買受伝票」という。)による重量。
  - (2) 前号に掲げる資源以外の資源 買受伝票に記載されている計量単位を、 別表に定める基準により換算した重量。

(報告及び申請)

第6条 地区交付金の交付を受けようとする実践地区は、町長が定める期間に 資源回収実施報告書兼交付金申請書(様式第1号)を買受伝票を添えて町長 に提出しなければならない。

(地区交付金の額の確定等)

第7条 町長は前条に規定する資源回収実施報告書兼交付金申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、第5条に規定する算出基準により交付すべき交付金の額を確定し、資源回収実践地区交付金交付決定書(様式第2号)により当該実践地区に通知するものとする。

(地区交付金の交付)

第8条 前条の規定により、地区交付金の交付を決定した場合は速やかに実践 地区に地区交付金を交付するものとする。

# 第3章 資源回収業者協力交付金

(協力交付金の交付)

第9条 町長は、実践地区から資源を買い受ける(無償で譲渡された場合を含む。以下同じ。)資源回収業者に対し、その実績に応じて、資源回収業者協力交付金(以下「協力交付金」という。)を交付するものとする。

(対象資源)

第10条 協力交付金を交付する対象資源は、第4条に規定する期間内に実践地 区から買い受ける資源とする。

(算出基準)

- 第11条 協力交付金の額は、回収した量により、当該各号に掲げる重量1キログラムあたり4円とする。ただし、当該協力交付金の額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。
  - (1) 重量により取引される資源 資源回収業者が当該資源を買い受ける際 に発行する買受伝票による重量。
  - (2) 前号に掲げる資源以外の資源 資源回収業者が当該資源を買い受ける際に発行する買受伝票に記載されている計量単位を、別表に定める基準により換算した重量。

(報告及び申請)

第12条 協力交付金の交付を受けようとする資源回収業者は、町長が定める期間に資源回収業者買受実施報告書兼交付金申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(協力交付金の額の確定等)

第13条 町長は前条に規定する資源回収業者買受実施報告書兼交付金請求書の 提出を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、第5条に規 定する算出基準により交付すべき協力交付金の額を確定し、資源回収業者協 力交付金交付決定書(様式第4号)により当該資源回収業者に通知するもの とする。

(協力交付金の交付)

第14条 前条の規定により、協力交付金の交付を決定した場合は速やかに資源

回収事業者に協力交付金を交付するものとする。

## 第4章 雑則

(協力体制の確立と維持)

第15条 町長は、この要綱に定める事業を円滑に実施し、もってこの要綱の目的を達成するため、町民、資源回収業者、有識者等との意見、情報の交換を図るほか、協力体制の確立とその維持に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

(幕別町資源回収実践地区協力交付金要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1)幕別町資源回収実践地区協力交付金要綱(昭和60年4月1日要綱基準等第1号)
  - (2) 幕別町資源回収業者協力交付金要綱(平成6年4月1日要綱基準等第 5号の2)

(協働のまちづくり支援事業交付金交付要綱の一部改正)

3 協働のまちづくり支援事業交付金交付要綱(平成16年要綱基準等第37号) の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「幕別町資源回収実践地区協力交付金要綱(昭和60年要綱基準等第1号)」を「幕別町資源再生利用の推進に関する要綱(令和3年要綱基準等第15号)」に改める。

#### 別表 (第5条及び第11条関係)

#### びん類の重量換算表

資源の種類	換算基準
1.8リットルびん	1本につき 1.10kg
ビールびん	同 0.65 k g
清涼飲料水のびん	同 0.65 k g
その他のびん (上記以外のリターナブルびん)	同 0.50kg